

ふれあい収集 について

概要

高齢者や障害のある方、妊産婦などの在宅生活を支援するため、家庭から排出される可燃ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な世帯に対して、週1回決まった曜日に玄関先まで、ごみの収集に伺います。

1 ご利用できる世帯について

共通要件

自らごみを排出することが困難であり、家族や地域の方によるごみ出しの支援が受けられない、又はその支援が過度な負担となっていること

個別要件

高齢者

※(1)~(4)のすべてに該当すること

- (1) 65歳以上であること（特定疾病のある40~64歳の方も含む）
- (2) 要介護認定の要介護度1~5の認定を受けていること（令和5年7月1日改正）
- (3) 介護保険の訪問介護を利用していること
- (4) 既存の福祉サービスによるごみ出し支援を受けられないこと

障害のある方

※(1)(2)の両方に該当すること

※65歳以上の方は、高齢者の要件を参照

- (1) ①~③のいずれかの交付を受けていること
（①身体障害者手帳・②療育手帳・③精神障害者保健福祉手帳）
- (2) 障害福祉サービスの居宅介護（家事援助中心）を利用していること

妊産婦

※(1)(2)の両方に該当すること

- (1) 母子手帳交付から産後1年以内であること
- (2) 同居する配偶者、親族等がないこと



※ 上記の要件に該当するか判断に迷われる場合はご相談ください。

2 ごみ収集について

対象となるごみ

・可燃ごみ



収集回数

・週1回

※午前8時までに出示してください。
※収集曜日は審査結果通知書にてお知らせします。

ごみの出し方

- ・可燃ごみ指定袋に入れて玄関先へ
- ※できる限りふた付き容器をご用意ください。



3 安否確認について

安否確認方法

※現地調査時に希望を確認します。

- 登録連絡先に緊急連絡する。（声かけに反応がない場合）
- 訪問時に声かけを行う。（ごみがない時のみ、希望があれば毎回）

こんにちは！



受付から収集までの流れ

要件などについて確認します

1 受付（メール・電話）

※本人以外の代理申請可能
（親族・ケアマネジャー・近隣住民など）

メール受付

受付方法

- ①【メール受付フォーム】をダウンロード
※リサイクル課のホームページにあります。
- ② 必要事項を入力
- ③ 以下のメールアドレス宛に送付



送信先 姫路市 リサイクル課 E-mail : recycle@city.himeji.lg.jp

電話受付

※担当事業所等へ確認の連絡をする場合があります。

受付方法

以下の連絡先へお電話ください。

聞取り内容

- ①対象者情報（介護認定・障害の程度、ヘルパー利用の有無、同居人の有無など）
- ②現在の状況（現在のごみ出し状況、身近な人の協力によるごみ出しの負担の程度など）
- ③事業所情報（事業所について、担当者など）



連絡先

姫路市 リサイクル課

受付時間：午前9時～午後5時

TEL : 079 - 221 - 2404

※平日(月～金)のみ

姫路市 市川美化センター

受付時間：午前9時～午後4時

TEL : 079 - 282 - 5389

※月～土・祝日も可

状況を確認に伺います

2 現地調査

調査方法

- ①申請者へ日程調整などの連絡
- ②第三者の立ち会いの上で、調査を実施（例）ケアマネジャー・親族等
- ③対象要件の書類確認を含む現地調査を実施
- ④利用申請書兼同意書に署名（利用者本人）



現地調査の準備

・現地調査時に書類確認などを実施しますので、事前に以下をご確認ください。

①要件書類確認

（介護保険被保険者証、障害者手帳、母子手帳、ヘルパー利用が確認できる書類など）

②現在の状況確認（現在のごみ出し状況、ごみ集積所までの状況、同居人状況など）

③連絡先の登録（親族等連絡先、担当事業所連絡先など）

④ふれあい収集のごみ出し場所などの確認（共同住宅では管理者に事前確認）

3 審査

- ・収集可否を審査
- ・通知書により、審査結果をお知らせ



4 収集開始

5 変更・休止などの連絡

・以下のような変更等がある場合、リサイクル課へ直ちにご連絡ください。

- ①ふれあい収集の終了（施設入所、親族同居など）
- ②一時休止（一時的な入院、旅行など）
- ③再開（休止中の再開連絡など）
- ④変更（各種連絡先の住所・電話番号、世帯員状況など）